

## 海区漁業調整委員会の委員候補者評価要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱第11条第2項に基づき海区漁業調整委員会の委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う海区漁業調整委員会の委員候補者（以下「委員候補者」という。）の評価に関し、必要な事項を定める。

### (評価基準)

第2条 海区漁業調整委員会の委員候補者評価基準（以下「評価基準」という。）は、別表のとおりとする。

### (評価方法)

第3条 評価委員会は、海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱第6条又は第7条により知事に提出された海区漁業調整委員会委員候補者推薦書又は海区漁業調整委員会委員候補者応募申込書について評価基準に基づき委員候補者を採点し、合計点数の高い者から委員候補者の順位を定めるものとする。

- 2 前項において合計点数が同点により順位を定めることができない場合は海区漁業調整委員会ごとの少ない性別に属する者を上位とする。
- 3 前項においてもなお順位を定めることができない場合は評価基準の評価項目1. 推薦又は応募の理由の合計点数が高い者を上位とする。
- 4 前項においてもなお順位を定めることができない場合その他委員長が必要と認める場合は、該当する委員候補者の面接を行い、その結果を踏まえることができる。

### (委員候補者の報告)

第4条 評価委員会の委員長は、評価結果を知事に報告するものとする。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、令和2年10月14日から施行する。